

(政策討論会)

第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関することは、別に定める。

【解説】

第23条には、政策討論会について定めています。

「政策討論会」とは、市民から聴取した意見等を基に市議会として課題を設定し、討論等の方法により問題を分析し、政策の立案・決定にまで高めていくための手法です。全国的に見ても大変新しい試みですが、これを取り入れた市議会においては、政策の立案、提案及び提言のための手法として積極的に活用されています。政策討論会に関することは、別に定めることとしています。

(調査機能の強化)
第24条 議会は、議会活動

に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、識見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、識見を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。

【解説】

第24条には、調査機能の強化について定めています。第1項では、附属機関設置の根拠を定めます。

第2項では、学識経験者等の専門的な知見を活用して、議会の政策立案機能を強化できることを定めるとともに、第3項においては、議案の審査又は市の事務に

関する調査のため、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができることを定めます。

第8章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。

2 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

3 議員定数については、別に条例で定める。

【解説】

第25条には、議員定数について定めています。

議員の定数は、地方自治法の規定により条例で定めることとされています。この条では、議員の定数について、効率性や経済性だけ

で判断するのではなく、地方分権時代における市議会の果たす役割を慎重に考慮して定めなければならないことを定めています。

(議員報酬)

第26条 議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年笠岡市条例第39号)に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。

2 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

3 議員報酬については、別に条例で定める。

【解説】

第26条には、議員報酬について定めています。

議員報酬は、地方自治法の規定により条例で定めなければならないこととされています。この条では、議員報酬の額を定めるに当たっては、諮問機関である笠岡市特別職報酬等審議会の

意見を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならないことを定めています。

※ 笠岡市特別職報酬等審議会
議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議するため、市長の諮問機関として置かれるものです。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第27条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。

【解説】

第27条には、議員研修の充実について定めています。地方分権という変革の時代にあつて、研修及び調査研究活動による専門的知識の習得は欠かせないものとなっております。